福島県運輸事業振興助成交付金交付要綱

(趣旨)

第1条 県は、軽油引取税の税率の引き上げが、営業用のバス及びトラックの輸送コストに与える影響等を考慮し、当面これら公共輸送機関の運送力の確保、輸送コストの上昇の抑制等に資するため、福島県補助金等の交付等に関する規則(昭和45年福島県規則第107号。以下「規則」という。)及びこの要綱の定めるところにより予算の範囲内で交付金を交付する。

(交付の対象及び交付額)

第2条 交付金は、別記のIに掲げる者(以下「交付対象事業者」という。)が、別記のIIに掲げる事業(以下「交付対象事業」という。)を行う場合、当該事業に要する経費について、当該事業者に対し交付するものとし、その額は、別記のIIIに掲げる算式により算出して得た額の範囲内において知事が定める額とする。

(申請書の様式等)

- 第3条 規則第4条第1項の申請書は、第1号様式によるものとし、その提出期限は別に 定める日とする。
- 2 規則第4条第2項第2号に規定する別に定める書類は、次のとおりとする。
- (1) 交付対象事業に係る事業計画及び資金計画について、あらかじめ国土交通省東北運輸局長に提出したことが確認できる書類の写し。
- (2) 交付対象事業者が別記のIの1に掲げる者である場合は、次に掲げる書類。

ア定款

イ 会員名簿

ウ 交付金交付申請時における会員(地方公共団体である会員を除く。)が保有する 営業用バス又は営業用トラックの前年9月末現在における登録台数にかかる証明書

(交付金の交付の条件)

- 第4条 規則第6条第1項第1号に規定する別に定める軽微な変更は、次に掲げる変更以 外の変更とする。
 - (1) 交付対象事業相互間において、いずれか少ない事業費の20%以上の変更
 - (2) 工事費等の経費から事務費への流用
 - (3) 事業の新設又は廃止
 - (4) 主要工事内容の変更
- 2 規則第6条第1項第5号に規定する別に定める事項は、次のとおりとする。
- (1) 別記のⅡに規定する基金並びに特別積立金を処分しようとするときは、あらかじめ 知事の承認を受けるべきこと。
- (2) 交付金の交付の対象となる事業の実施に関し、契約をする場合においては、交付金事業の運営上競争入札によることが著しく困難又は不適当である場合を除き競争入札によるべきこと。
- (3) 交付対象事業者から助成を受けて交付対象事業を実施する事業者(以下「間接交付事業者」という。)に対し、交付金を交付する交付対象事業者は、規則第18条に準じ

た規定を設けるべきこと。

- (4) 交付対象事業者は、前号の規定により財産処分の制限をした場合において、別に定める財産処分の制限の期間内に財産処分の承認をする場合は、あらかじめ知事の承認を受けるべきこと。
- (5) 交付対象事業者及び間接交付事業者は、交付金事業の完了後においても、交付金事業により取得し又は効用の増加した財産については、善良な管理者の注意をもって管理するとともに交付金交付の目的に従ってその効果的な運営を図らなければならない。
- (6) その他規則及びこの要綱の定めに従うべきこと。

(変更の承認の申請)

- 第5条 規則第6条第1項第1号又は第2号の規定に基づき知事の承認を受けようとする場合は、運輸事業振興助成事業変更(中止、廃止)承認申請書(第2号様式)を知事に提出しなければならない。
- 2 前項の申請書には、当該事業計画変更(中止、廃止)について、あらかじめ国土交通省 東北運輸局長に提出したことが確認できる書類の写しを添えて提出しなければならない。

(申請を取り下げることができる期日)

第6条 規則第8条第1項に規定する別に定める期日は、交付の決定の通知を受領した日から起算して15日を経過した日とする。

(概算払)

- 第7条 知事は、原則として当該年度の9月及び3月においてそれぞれ交付金の額の2分 の1以内の額を交付するものとする。
- 2 交付対象事業者は、前項の規定に基づき交付金の支払いを受けようとするときは運輸 事業振興助成交付金請求書(第3号様式)を知事に提出しなければならない。

(状況報告)

第8条 交付対象事業者は、交付金事業の遂行の状況について、運輸事業振興助成交付金事業遂行状況報告書(第4号様式)により各四半期(第4、四半期を除く。)ごとに四半期の最終の月の翌月10日までに知事に報告しなければならない。

(事業完了の報告)

第9条 交付対象事業者は、当該事業が完了したときは、すみやかに運輸事業振興助成交付金事業完了報告書(第5号様式)を知事に提出しなければならない。

(実績報告)

第10条 規則第13条の規定による実績報告は、運輸事業振興助成交付金事業実績報告書 (第6号様式)により事業完了の日(事業廃止について、知事の承認を受けた場合にお いては、承認を受けた日)から起算して30日を経過した日までに行うものとする。

(補助金の額の確定)

- 第11条 規則第14条に基づく交付対象事業の成果の確認のための調査は、別に定めるところにより行うものとする。
- 2 知事は、前項の調査を行ったときは、交付金事業成果確認書(第7号様式)を作成し その結果を明らかにしておくものとする。

3 前2項の規定により調査の結果、交付対象事業の成果が交付金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すべきものと認めたときは、交付すべき交付金の額について、交付金の額の確定調書(第8号様式)により確定し、当該交付対象事業者に通知するものとする。

(財産の処分の制限)

第12条 規則第18条第1項ただし書に規定する別に定める期間並びに同項第2号及び第3号に規定する別に定める財産は、知事が別に定めるものとする。

(会計帳簿等の整備等)

第13条 交付金の交付を受けた交付対象事業者(間接交付事業者を含む。)は、交付金の 収支状況を記載した会計帳簿その他の書類を整備し、交付金事業の完了した日の属する 会計年度の翌年度から起算して、5年間保存しておかなければならない。

附 則

この要綱は、昭和52年3月19日から施行する。

附 則 (昭和54年10月26日一部改正)

この要綱による改正後の福島県運輸事業振興助成交付金交付要綱は、昭和54年10月26日から施行し、昭和54年度分の交付金について適用する。

附 則(昭和55年3月19日一部改正)

この要綱による改正後の福島県運輸事業振興助成交付金交付要綱は、昭和55年4月1日から施行し、昭和55年度分の交付金について適用する。

附 則(昭和56年3月2日一部改正)

この要綱による改正後の福島県運輸事業振興助成交付金交付要綱は、昭和56年3月3日から施行し、昭和55年度分の交付金について適用する。

附 則(昭和58年5月31日一部改正)

この要綱による改正後の福島県運輸事業振興助成交付金交付要綱は、昭和58年5月31日から施行し、昭和58年度分の交付金について適用する。

附 則(昭和63年5月18日一部改正)

この要綱による改正後の福島県運輸事業振興助成交付金交付要綱は、昭和63年5月18日から施行し、昭和63年度分の交付金から適用する。

附 則 (平成13年5月18日一部改正)

この要綱による改正後の福島県運輸事業振興助成交付金交付要綱は、平成13年5月18日から施行し、平成13年度分の交付金から適用する。

附 則(平成26年4月1日一部改正)

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

別 記

- I 第2条の交付対象事業者は、次のとおりとする。
 - 1 バス事業者又はトラック事業者によって構成される福島県を単位とする一般社団法人
 - 2 バス事業を行う県内の市町村
- Ⅱ 第2条の交付対象事業は、交付対象事業者が行う次の事業とする。
 - 1 運輸事業の振興の助成に関する法律第三条第一項の事業を定める政令(平成23年政令 第300号)に規定する事業
 - 2 特別積立金によるバス事業者又はトラック事業者の共同利用に供する施設の設置に関 する事業
- Ⅲ 第2条の算式は、運輸事業の振興の助成に関する法律施行規則(平成23年総務省・国土 交通省令第1号)第2条に規定する算式のとおりとする。ただし、算定した額の千円未満 の額は切り捨てるものとする。